

「デジタルコンテンツの流通と権利問題」

- デジタルアーカイブにフォーカスして -

凸版印刷株式会社 法務本部副本部長 萩原 恒昭



1. はじめに

凸版印刷の萩原でございます。よろしくお願いいたします。

私のテーマは「デジタルコンテンツの流通と権利問題」で、タイトルに掲げていますけれども、サブタイトルで「デジタルアーカイブにフォーカスして」として、私どもが経験したデジタルアーカイブのビジネスを中心に、私の経験の範囲でお話しさせていただきたいと思っております。

したがって、流通という切り口も全体の中の一部というような形になってしまうことを最初にお断りして、了承いただければと思います。

先ほど川瀬さんの方から、最近の法律問題だとか流通に関連するいろいろなお話があったと思いますが、私の方は極めて企業サイドからのお話ということでございます。

2. 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

資料1 (知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画)

デジタルコンテンツにかかわるビジネスという意味では、みなさんご存じのようにここにあ

ります『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』、略称で『知的財産推進計画』と呼んでいますけれども、これは去年、知的財産推進戦略本部から出されて、今年リバイズされたところでございます。「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」という第4章が新しく1つの章として設けられ、年頭の小泉首相の施政方針演説の中でも、知財立国を目指すという中で、放送番組とか映画とか、そういうコンテンツのビジネスが1つ大きな柱であるし、重要な問題であるということをお話されたわけでございます。そういう意味でも、この第4章の「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」という中の、3番の「流通を促進する」という項目がございまして、その中に、「文化遺産に関するコンテンツの作成・流通を推進する」とか、下の方にありますが、「既存のコンテンツの有効活用を図る」とか、「地域におけるコンテンツの活用を促進する」というような、いわゆるデジタルアーカイブにかかわるような観点からも検討を進めていくというような形になっているわけです。したがって、この辺を踏まえて、文化庁、総務省、経済産業省あたりで非常に活発にいろいろな活動がされている。もちろん、民間レベルでもいろいろやられているところでございます。

3. 文化遺産情報化推進戦略会議

資料2 (文化遺産情報化推進戦略会議)

実際に文化庁では文化遺産情報化推進戦略会議が去年立ち上がってまして、報告書が今年になって出てございます。文化庁のホームページにおいてこの報告書をごらんになっていただくことができるかと思っております。この中で文化遺産オンライン構想というのがあります。様々な試みがなされていますけれども、その中の一つにポータルサイトを立ち上げてみようではない

かということで、これも試験的に行なわれております。2006年には1000館の参加を目標とすることが掲げられており、この1000館というのは美術館、博物館であります。こういう多くの美術館、博物館がこのポータルサイトに参加することで、ここにアクセスすれば、1000館の収蔵品の内容をパソコン上でざっと見ることができるということを目指して進められています。これらをきっかけにして、さらに文化遺産の情報化推進が進めばよいということではありますが、実は以前からも同様の取り組みが行なわれていたところでございます。しかも、各地方自治体においても、IT化をそれぞれの地方自治体で重要視しようという考えの下、これを組み入れているところは、例えば石川県とか岐阜県とか、そういうところは先取りしてこのような活動をされているというところでございます。文化庁の取り組みではそれを確認しながら、さらに発展的にやっていこうということで、文化遺産情報化推進戦略会議という姿になっているわけですが、権利面ではここに挙げていますような3つの観点から取り組んでいこうということになっています。

1つは、権利処理に関する指針の整備ということでございまして、電子資料作成のかぎとなる権利処理を容易にするために処理すべき基本的な権利の概要や利用形態に応じた権利処理の具体例を記載した指針を設けるということで、各博物館、美術館、関係団体等は、この指針に沿って、電子資料集成を行う文化遺産について、自ら開設するホームページへの掲載とともに、文化遺産オンラインへの掲載を含め、想定される利用について了解を取る契約を行うように努める。実際には東京国立博物館がかなり進んで、こういうことをやられているところです。

次に、同意のない二次利用の阻止ということで、これは無断コピーの禁止というところでございますけれども、電子透かしやコピー防止技術を具体的にどのように効率的に使っていきけるのかということも実証してみようとか、それから3番目に、有料情報内容の導入ということで、東京国立博物館なども独立行政法人になったわけですが、したがって、収益を得なければならぬという大きな命題があるわけございまして、そういう意味である一定レベル以上の

情報については有料化していく、すなわち課金していくシステムを構築していこうというようなことも検討課題にあげてあります。このようなところを今年から予算をとってやっていこうということだろうと思います。

これが全体の動きというんでしょうか、国レベルの動きはこういうような状況にあるということです。

4. 凸版印刷のデジタルアーカイブビジネス

次に具体的に私どもが経験した話をさせていただきます。

凸版印刷においてもデジタルアーカイブビジネスに相当する事業はいろいろやっていますけれども、なかなか実際に収益につなげることは難しいところはございます。しかし、もちろん最終的にはビジネスとして成立させねばなりません。一面において、文化に貢献するという意義も大きくあるだろうと考えています。その1つが、中国の故宮博物院と合同で実施しました大和殿のデジタルアーカイブ化です。これは中国的に言うと、故宮文化資産デジタル化応用研究ということになるのですが、ここでデジタル化というのはデジタル化ということであり、これは当然デジタル化するわけですが、もちろん流通も視野に入れてやっています。今日、こういう形で実際のデジタルアーカイブの画像を見ていただくのも、故宮博物院との間の契約で、こういう発表に使うような使い方は認められる、一方コマースベースで画像を使うときには、一定の承諾と、あるパーセンテージの対価を故宮博物院の方に支払うとか、そういうような契約になっております。その辺の契約交渉とかは法務部もかかわっておりました。

一口に故宮博物院のデジタルアーカイブ化といっても、まず建物があります。それから、大量の文物があるわけです。故宮博物院の中に研究所を新しく建てて、しかも古い建物に似せて建てないと違和感がありますからそのような外観とし、内部にはVRシアターを設置して、これらを順次アーカイブしながら、しかも来館者に実際に見てもらおうということをやっているわけです。みなさんご存じの故宮の大和殿が一番中心的な建物で、昔は皇帝が政務を執り行っ

たところ。いろいろな角度から写真を撮って、コンピュータグラフィックスによって保存していくということになります。中国 3000 年の歴史ではございませんが、これを歴史学や建築学等の研究に使っていただくことができますし、また流通にも乗せて何らかの収入が故宮博物院の方に入っていくことも視野に入れているということでございます。

次に、イタリアのフィレンツェにある美術館ともデジタル化、データベース化の仕事を共同でしており、例えばビーナス誕生などの有名な絵画を含めデジタルアーカイブ化しています。

現状の画像のままでは色がくすんでいますので、しかるべきデジタル処理をしまして、もとの色に近いような画像になって保存するというも行なっております。

日本におけるデジタルアーカイブでは、二条城のデジタルアーカイブ化もやっておりますし、今、唐招提寺が建物の補修中のため、実物を見ることができなくなっていますけれども、修復工事に入る前の状態をデジタルアーカイブ化したものもあります。

このような典型的なデジタルアーカイブ、つまり文化遺産をアーカイブ化して保存しようということが多いわけですけれども、それとは別に、実際の産業レベルでのデジタルアーカイブというものもいろいろ行なっています。放送番組のデジタルアーカイブ化が非常に大きなテーマになっておりますけれども、我々は、どちらかというと静止画像の方を主として取り組んでおりまして、その経験の1つをお話し申し上げたいと思います。

5. 応用美術（染織図柄等）の保護についての考え方（意匠権と著作権）

京都の染物、織物、すなわち友禅染と西陣織でございますけれども、ああいう染織業界では、最近では着物を着る人が少なくなったということも影響して、残念なことに産業を伸ばしていくことが難しい。ところが、このままではいけないということで、染物、織物業界の若手の事業家の方々が、せっかく作った染物、織物の図柄を二次利用できないかというプロジェクトを数年前から進められておりまして、そこで権利問

題を整理しようということで私も参加させていただいたことがございます。染物、織物の図柄というのは、高級なものは基本的に一回使ったらそれで終わりです。着物一着に1つの図柄ということでございます。その後どうなるのかというと、その図柄はほこりをかぶって寝てしまうこととなります。これは非常にもったいないということで、できることならそれをデジタルアーカイブ化して他の業界に売り込んでいくということだったわけです。例えば、アパレル業界もいいですし、あるいは傘の模様でもいいですし、あるいはカーテンの模様でもいい、そういうようなところに展開できないかということで相談を受けたわけでございます。主として、染物、織物の図柄が権利的にどのような位置づけになっているのかということです。

資料3 （応用美術の保護についての考え方）

資料4 （応用美術についての意匠権と著作権（1））

資料5 （応用美術についての意匠権と著作権（2））

資料3から5にありますが、染物、織物の図案というのは、いわゆる応用美術の範囲に入ると言われております。現行の著作権法は、応用美術のうち、日本においては美術工芸品のみ著作物として保護するというようになっております。それ以外の応用美術と言われているようなもの、純粋美術に対して応用美術ですけれども、これは著作権ではなくて、原則意匠権で保護するというようになってきているわけです。ただ、ベルヌ条約上は、それは各国の取り決めに委ねましょうということになっているわけですけれども、日本では美術工芸品に限定することになっているということです。実務上は染物、織物の図版、図柄というのは著作権では保護されないということになっています。現行の著作権法の制定時にこの辺は随分議論されたようです。ただ、結論的に、日本においては、まさにこういう着物や帯等の図案というのは意匠の方に任せましょうということになっておりまして、現在までその考え方で来ているということです。これと似たような問題がインテリアデザインにもあるわけです。インテリアデザインも、業界の方々は著作権法で保護してもらいたいという活動を随分されているわけですが、意匠権

で保護するということになっております。意匠権で保護されるのであればそれでいいじゃないかということでございますけれども、これは大きな違いでございます。権利の発生に著作権の方は金がかからないけれども、意匠権の方は特許庁への手数料等の金がかかる、しかも特許庁での手続も必要ということでございますので、これらの業界の方々ではできれば著作権で保護してほしいということでございます。

6．応用美術に関する著作権保護についての判決

資料6（応用美術に関する著作権保護についての判決）

応用美術に関する著作権保護について、私が知る限りで集めてきた判決を資料6に整理しておきました。皆さんよくご存じの博多人形事件から始めて、一番下は、古代裂織物事件というのがございます。これらは染物、織物だけではなくて、いわゆる応用美術という範囲で促えたものでございますけれども、博多人形事件とか 仏壇彫刻事件、Tシャツ事件というのは、著作権の保護が認められたケースです。ところが、帯の模様の事件である 佐賀錦袋帯事件とか、着物の図案の訴訟である 古代裂織物事件では著作権保護は否定されています。これはまさに現行著作権法制定時の昭和46年当時の議論に依拠して著作権保護が否定されているということです。木目化粧紙事件というのはちょっと観点が違います。いわゆる机とか壁とかの木目化粧紙の模倣品の製造販売があり、著作権により差し止めることができないかという観点での裁判でございまして、これについても著作権では保護されないという判決となり、これが一つのきっかけになって不正競争防止法のデッドコピー条項ができたわけでございます。

このように、日本においては残念ながら染物、織物の図柄は著作権法では現時点では保護されない。しかしながらヨーロッパ、特にフランスとかイタリアは服飾のデザインとか、図柄というのは著作権法で保護されることになっております。それは先ほどのベルヌ条約に基づいて、応用美術の保護範囲は国ごとに決められるわけですから、それはそれでいいということでござ

いますけれども、自分の国の重要な産業であるファッション業界を適切に保護していこうというようなことが法律にもあらわれているのではないかと思います。

後程実際にホームページを見ていただくとよいと思いますけれども、下着メーカーのワークールが、ヨーロッパの18世紀、19世紀の実際のドレスをコレクションされていたのですが、現在このコレクションは（財）京都服飾デザイン研究所に寄附されていて、その実物を見ることが出来ますけれども、残念ながら時間が経つとともに傷んでくるので、デジタルアーカイブ化したいということがありました。これもデジタルアーカイブ化作業とともに権利問題を整理する必要があるということで検討に参加させていただいたことがあります。このような服飾のデザインも、日本においては著作権法では保護できません。しかし、先程申しましたようにフランスとかイタリアでは著作権で保護されるということになっております。



7．権利処理チェックリスト

資料7（権利処理チェックリスト）

実際にこの服飾デザインのアーカイブに関して勉強させてもらったとき、デジタルアーカイブを構築・運営するときの権利処理のチェックリストを作りました。それが、資料7でございます。このリストはそこでワークさせてもらったものをそのまま載せております。このような権利処理チェックリストでデジタルアーカイブをするときにチェックしていきましょうということです。

簡単に説明いたしますと、一番上の欄が、ま

ずはデジタル化してデータベースに蓄積する際の注意点ということでございます。見ていただくと極めてもっともなことが列挙してあります。作品が著作物に該当するかとか、著作権保護期間内にあるかとか、作品に著作権がある場合、著作権者に許諾を得たか、作品を撮影する場合やその作品の利用につき所有者の許諾を得ることが慣習になっているような場合はその作品の所有者の許諾を得たかと、こういうところをチェックしてもらおうということです。ここにお集まりの皆さんはこの辺の知識はおありの方でしょうから、当たり前のことと思われると思いますが、実際の現場では著作権の十分な知識がない方が作業をするということがあります。そのような場合でも現場で作業する人が間違わず事故が発生しない状況に持っていきこうという目的で、こういうものをつくったわけでございます。

次にインターネットに掲載して配信する場合、どういふことに注意する必要があるのかということが挙げられています。すなわち、デジタル化、データベース化するだけでなく、さらにインターネットに掲載するということまで処理する場合を想定していることとなります。例えば、作品に著作権がある場合に、作品の画像データをインターネットに掲載することについて著作権者に許諾を得たかとか、作品に著作権があり、その著作権の譲渡を受けていない場合、当該作品が未公表の画像の場合、公表されることについて著作者の了解を得ているかというのは、著作者人格権の公表権についてのチェック項目です。さらに、デジタル化に当たり作品を撮影する場合や、その作品の利用について所有者の許諾を受けることが慣習になっている場合、作品をインターネットに掲載することについて所有者に許諾を得ることも必要となります。ここで、登場人物として、著作者と著作権者と所有者が出てくるわけですが、デジタルアーカイブの場合、著作者だけではなく所有者の登場というのがあるわけです。

最後に、データを利用させる場合の注意点ですが、この辺が流通に関係するところでございます。作品の画像データを第三者に利用させることについて、サブライセンス権を取得するか、その都度権利者に確認するか等、どのような内

容にするかということです。しかし、一般的にはデジタルアーカイブの場合、なかなかフリーハンドのサブライセンス権を権利者がくれるということは多くはないことであろうと思います。多くの場合、第三者利用については権利者に確認をとるということになってくるだろうと思います。また、作品に著作権がある場合、上記に基づき決定した内容により作品の画像データを第三者に利用させることについて著作権者に許諾を得たかということと、それから所有者に許諾を得たかというのがあります。いずれにしても、こういう権利処理チェックリストを使って作品をアーカイブし、また、それを第三者に提供し、また利用させるというときに有用であると考えています。

8. デジタルアーカイブと権利

資料8 (デジタルアーカイブと権利)

資料9 (デジタルアーカイブに関わる権利)

資料10 (デジタルアーカイブに
おける権利と契約)

資料8～10ですが、私ども企業の立場であると、デジタルアーカイブを構築して、それを運用して収益をあげるという立場でございますので、そこに重点をおいて、権利と契約について、まず、作品、素材を実際に所有している方からデジタルアーカイブすることについての許諾を得る。一旦デジタルアーカイブされたら、それをういて閲覧に供したり研究したり、後世へ継承したり、或いは商業的利用にも供していくということになります。そのときにかかわる権利ということでございますけれども、まず、素材についての権利、換言すれば対象物についての権利があります。

これには、著作権と所有権がございます。高価な絵を手に入れた方が著作権まで取得したと誤解する人が時折いるわけですが、著作権と所有権は全く別個の権利です。また、デジタル化するときに、写真撮影して写真からデジタル化することが多いわけですが、昨今では高性能なデジカメができてきましたので、デジカメからというのがあられるかもしれませんが、こだわりの世界ではやはりアナログの写真でございまして、そこからデジタル化

する。そうすると、写真についての権利も同じように著作権と所有権が存在するという事になります。それから人物が写っているということになると、肖像権の問題があるということになってくるわけです。これらのことを配慮しながら取り組んでいく必要があるということです。

デジタルアーカイブの場合、所有権の扱いが実務的に難しいところがございます。典型的には神社仏閣であります。複製物から複製物を作成する場合でも、神社仏閣の所有物が写っている場合は神社仏閣に承諾を得ることが行なわれています。その辺の議論をしているときに最も参考になる判例が、次に述べる顔真卿自書建中告身帖事件です。

9 . 顔真卿自書建中告身帖事件

資料 1 1 (顔真卿自書建中告身帖事件)

これは著作権の判例百選の一番最初に載っている最高裁の判決です。顔真卿というのは唐の時代の中国の著名な書家です。したがって、その著作権は切れているというか、そもそもないと言った方がいいのかもしれませんが、その自書告身帖を複製して出版したことは、その所有者である財団法人Xの所有権の侵害かということが争われた裁判です。すなわち、本物にアクセスしないで、複製物から複製物を作ったときに本物を所有している人の承諾を得なければいけないのかということが最高裁判所まで争われました。最高裁判所の判決は一言で言ってしまうと、そのような必要はないということです。このような最高裁判所の判決があるものですから、既に著作権が切れているというとき、既に複製物があって、その複製物からさらに複製物をつくる際には、本物を持っている人に対して何の断りもなくできるということが明らかになっているわけです。しかしながら、実際はそうではない世界があって注意しなければなりませんということになります。これは法律上の問題というより、実務レベルの問題であるということができます。

1 0 . どんな契約が必要か

資料 1 2 (どんな契約が必要か)

このようなことを踏まえながら、デジタルアーカイブのビジネス、つまりデジタルアーカイブ化するだけでなく、それを二次利用することが非常に重要だということで、特に契約の問題について、これからデジタルアーカイブビジネスに取り組む企業や美術館にとって参考になるものを作らないといけないということで、これから説明します契約書の文例を作成致しました。

契約の内容というのはケースバイケースで変わってくるわけございまして、何か1つモデルの契約書があるということで全部カバーできるかという、そうではない。これからご説明する契約のサンプルも、文例、サンプルということになっているわけで、その1つをご説明したいと思っております。

登場人物ですけれども、私どものような企業が多いだろうと思いますが、中央にデジタルアーカイブ構築運営者がおりまして、ここには企業以外にも美術館、博物館も独自にデジタルアーカイブを構築・運営する立場でもあります。一方、権利者として素材の著作権者、又は素材の所有者が存在し、彼らと利用許諾契約を結ぶ必要がある。著作権者の方は利用許諾契約と書いてあって、所有者の方は使用承諾についての契約というふうに微妙に文言を変えているわけですが、この辺に若干のこだわりがあるということです。デジタルアーカイブの構築運営者は、さらに利用者に対してさらにその構築したアーカイブからデジタルデータを抽出して利用させるということがありますので、利用者との間での利用許諾契約を考慮しなければなりません、ここでは説明を省略します。



11. 素材の著作権者とデジタルアーカイブ構築・運営者との利用許諾契約

資料13 (素材の著作権者とデジタルアーカイブ構築・運営者との利用許諾契約)

資料14 (利用許諾契約書)

ここでお示ししていますものは、素材の著作権者とデジタルアーカイブ構築運営者との契約ということでございます。こんな堅苦しい契約書でなくても構わないと思いますけれども、幾つか押さえておかないといけないポイントを中心に説明申し上げたいと思います。

まず、第1条は定義です。疑義や誤解のないように契約書中で使用する言葉の定義をしているということです。例えば、デジタルアーカイブとは、デジタルデータを収録素材として構築されたデータベースであって、乙が保有するものを言うということとか、紹介とか提供という言葉を使っているけれども、これはどういう意味なのかということ定義しております。

第2条が利用許諾の範囲です。まず、デジタルアーカイブの構築ということで、素材をデジタル化してデータベースに含ませるということについての許諾をくださいということでありませぬ。権利的に言うと、ここは複製権の範囲になるわけです。(2)で、本件データの紹介又は提供についての許諾ですが、例えば、デジタルアーカイブに収録された本件作品を印刷物又はCD-ROM、MO、DVD等の電子記録媒体に複製して譲渡したり、またはインターネット等のネットワークで公衆送信することにより、紹介又は提供すること、ここまでの著作権の許諾をくださいということにしてあるわけです。これは著作権の権利的に言うと、複製権であったり譲渡権であったり、公衆送信権であったりするわけでございます。ここではこのようなオールマイティーな権利を持つような形で規定してありますけれども、特にインターネットに掲載して第三者に提供するというようなところまでフリーハンドで許されるということとはなかなか難しい。通常は、第三者に提供するときは権利者に確認するというようになってくるのかなと思います。

それから、第3条で再利用許諾というのがございます。サブライセンスの問題でございます。

第三者に素材のデータを提供した後、第三者が(1)印刷物に使う、(2)CD-ROM、MO、DVDとかに使う、(3)放送番組を制作して放送する、(4)インターネットのウェブサイトを使う、さらに、それらを宣伝するための媒体に宣伝物として使うことも許されることになっております。これもオールマイティーのサブライセンス権をデジタルアーカイブ構築運営者が持っている形になっておりますが、そうではなく、権利者の方に戻って許諾をもらうということも考えられます。

それから、同じ第3条で、第3項として、再利用許諾を希望する第三者が、本件データを改変して利用する場合については、その都度甲乙協議して取り扱いを決定するということですが、甲乙協議して取り扱いを決定するということが十分かということ、そうでなくて、翻案権の問題はここでクリアになりますけれども、著作者との間の同一性保持権の問題があります。ですから、この第3項は、著作者と著作権者が同一人物であるという前提に立っているというふうに考えていただいてもいいのかもしれない。

それから、第4条でデジタル化ということでございます。デジタル化の具体的な仕様を決めていこうということでございます。

さらに、第5条の対価ですが、先程の第4条のデジタル化のスペックと第5条の対価は別紙という形で記載することにしてあるわけです。第5条の対価は別紙を見ていただければいいのですけれども、ここでは一括払いにしてありますけれども、ロイヤルティというのでしょうか、使用のたびに支払うということも当然あるわけです。

第6条の権利帰属で、素材がデジタル化されたものが含まれるデジタルアーカイブというのはデータベースの著作物と見ることができのさだろうと思うのですけれども、その著作権はデジタルアーカイブ構築運営者に帰属するとしてあります。

第13条に契約終了後の措置というのがございます。権利者の方々が一番心配されるのは、契約が終了したときに非常に高精細なデジタル画像が存在しているわけですが、その高精細な画像がどういう処分をされるのかということで

す。1つは、消すというのがありますでしょうけれども、消すのはいかにももったいないということも考えられるわけございまして、その場合は、権利者の方に戻すと。戻し方も無償で戻すのか、何らかの対価をもらうのかとか考えられると思いますけれども、契約が終わった後の処理というのが権利者サイドでは非常に気にするところであります。

これらはデジタルアーカイブ推進協議会のホ

ームページに掲載されております。今後様々な形でデジタルアーカイブビジネスが活性化することによって、最初に申し上げましたけれども、デジタルコンテンツの流通も含めコンテンツビジネス全体の活性化につながっていくことを期待しています。

時間が来ましたので、私の話は以上にさせていただきます。どうもありがとうございました。